

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★機械工学科
「工業」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目	各項目についてそれぞれ1単位以上計35単位	○ 熱力学Ⅰ	2	
			熱力学Ⅱ	2	
			伝熱工学	2	
			熱機関	2	
			○ 流体力学Ⅰ	2	
			流体力学Ⅱ	2	
			流体力学Ⅲ	2	
			流体機械	2	
			○ 材料力学Ⅰ	2	
			材料力学Ⅱ	2	
			材料力学Ⅲ	2	
			機構学	2	
			○ 機械力学Ⅰ	2	
			機械力学Ⅱ	2	
			○ 機械工作実習	2	
			○ 生産加工学Ⅰ	2	
			生産加工学Ⅱ	2	
			生産システム	2	
			生産プロセス工学	2	
			○ 機械材料学Ⅰ	2	
			機械材料学Ⅱ	2	
			○ 制御工学Ⅰ	2	
			制御工学Ⅱ	2	
			メカトロニクス	2	
			○ 機械製図基礎	2	
			機械製図応用	2	
			CAD基礎	2	
			機械設計製図	2	
			機械要素設計Ⅰ	2	
			機械要素設計Ⅱ	2	
			設計工学演習	1	
			コンピュータ援用設計	2	
			機械図面と加工	2	
			機械製作実習	2	
			ロボット製作	2	
			工業力学Ⅰ	2	
			工業力学Ⅱ	2	
			○ 機械工学実験	2	
			○ 機械工学 세미나	2	
			電気工学概論	2	
			情報処理応用	2	
			自動車工学	2	
			○ 工業教育概論	2	
	職業指導		○ 職業指導Ⅰ	2	
			○ 職業指導Ⅱ	2	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 工業科教育法Ⅰ	2	
			○ 工業科教育法Ⅱ	2	

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。